

「施策」総括表

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進		
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組	実施計画掲載頁	337頁	
対応する 主な課題	<p>○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。</p> <p>○また、跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。</p> <p>○平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、国及び関係市町村と密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組む。</p> <p>(補足)</p> <p>返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であり、跡地開発では必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。</p> <p>返還が予定されている駐留軍用地跡地の利用にあたっては、各跡地の利用計画を総合的にマネジメントし、効率的に整備することが重要であり、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点から役割を連携・分担した跡地利用の方向性を示し沖縄全体の発展につなげる必要がある。</p>			
関係部等	企画部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成26年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	跡地利用を推進するための公有地の拡大 (企画部企画調整課)	1,451,885	順調	<p>○跡地利用に対する円滑な地権者等との合意形成を図るため、買取りの対象とされていない100㎡未満の土地も買取り対象とする制度の拡充を国に働きかけた結果、平成27年3月末に跡地利用推進法施行令が改正され100㎡未満の土地も買取り対象とすることが可能となった。平成26年度も、前年並の普天間飛行場内の土地53筆、32,175.75㎡を取得したことにより、返還後の早期の事業着手に繋げることができた。(1)</p>
2	基地内埋蔵文化財分布調査 (教育庁文化財課)	54,151	順調	<p>○定期的に普天間飛行場内文化財調査検討会(県文化財課、県埋蔵文化財センター、宜野湾市文化課の3者で構成)を開催し、連携・協力を図った。また、普天間基地内の喜友名前原第三遺跡の試掘・確認調査を行い、遺跡の種類、性格や時代等を把握することができた。さらに、嘉手納基地以南の統合計画に伴い、所在市町村との調整を行った。(2)</p>

3	<p>普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の促進を図るため、跡地利用計画の策定に向けた調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模駐留軍用地跡地利用推進費 ・駐留軍用地跡地利転用促進事業費(企画部企画調整課) 	68,145	順調	<p>○早期に跡地利用計画策定等を行うため、文化財や自然環境等の文献及び現況調査により、計画内容の具体化を図るとともに、全庁的な取組みとして部局間の相互連携を強化した。また、県民、地権者等の跡地利用への機運醸成に向けて、プロモーションビデオ等を作成した。跡地利用計画の策定に向けた下記調査・検討業務を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①普天間飛行場跡地利用計画策定調査 ②中南部都市圏駐留軍用地跡地周辺整備検討調査 ③沖縄県中南部都市圏緑地計画基礎調査 ④沖縄県駐留軍用地跡地スマートシティ検討業務 ⑤普天間飛行場跡地広域緑地((仮称)普天間公園等)検討調査業務(単独)(3)
---	--	--------	----	--

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

1	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	状況説明	—	—	—	—	—

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
普天間飛行場内の土地取得実績	31,513.14㎡ (25年)	32,175.75㎡ (26年)	—	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

・跡地利用を推進するための公有地の拡大については、平成27年3月末に跡地利用推進法施行令の一部改正が行われ、市町村規則等により100㎡未満の土地も買取り対象とすることが可能となったが、100㎡未満の土地を買取るために、早期の市町村規則等の改正が必要なことから、市町村へ規則等改正を実施するよう促す必要がある。また、土地の買取り協議を円滑に行うため、早い段階から買取り対象となる土地についての権利関係等の情報を把握することが重要である。

・基地内文化財分布調査では、県及び当該市町村において、埋蔵文化財調査体制が脆弱で、返還計画に伴う文化財調査に対応できない。嘉手納以南の統合計画により、普天間飛行場の他「西普天間住宅地区」等、迅速な調査が必要であるが、基地以外の緊急の開発対応調査もあり、埋蔵文化財専門職員数が不足している。

・普天間飛行場等の跡地利用計画策定等に向けては、行程計画に基づく取組を着実に推進する必要があり、計画内容の具体化を図るため、文化財や自然環境等の文献及び現況調査の実施や国、県関係部局及び宜野湾市との連携が重要となる。また、計画を策定するにあたっては、県民、地権者等の意向を踏まえた検討を行い、合意形成を図る必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・基地内文化財分布調査では、近年、米軍側の立入許可の遅れに伴い、調査期間の短縮を余儀なくされ、計画通りに進められない状況である。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・跡地利用を推進するための公有地の拡大については、早期に市町村規則等の改正を実現させることで、100㎡未満の特定駐留軍用地内の土地を買取り対象とし、地権者への周知を図り、より多くの地権者から土地の買取を実施する。また、昨年度に引き続き、事前の登記簿等からの情報確認を徹底し、地権者の個別相談において丁寧に説明し、土地売買契約が円滑に締結できるよう取り組む。

・基地内文化財分布調査では、調査体制の強化について、文化庁の指導・協力の下、国と県が連携して、市町村に対して体制強化の指導・助言を継続して行う。文化庁専門官・調査官の現地視察・現地調整を実施することで現状・課題の共通認識を図り、必要に応じ防衛省や内閣府とも調整し、指導・助言を仰ぐ。また、返還前から文化財調査に係る基地内立入許可の迅速化については、平成25年度沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会による政府機関等に対する要請書の中に盛り込んでおり、引き続き、あらゆる機会を通じて国や米側に働きかけをしていく。

・早期に跡地利用計画策定等を行うため、継続した文献及び現況調査により、計画内容の具体化を図る。また、沖縄県軍用地跡地利用推進連絡協議会(副知事及び関係部局長で構成)や跡地政策調整班(マトリックス組織)を活用し、全庁的な取組を強化する。さらに、跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ等を充実させ、県民、地権者等へ情報発信することにより、県民全体の跡地利用への参画に向けた機運醸成を図る。